

スタート

Q1. 痛みの原因はどちらですか？

A

「転んで打った。捻った。」などの急性又は亜急性の外傷性の痛み。

B

日常生活からの腰痛、肩こりが原因の痛み。昔からの慢性的な痛み又は後遺症。内科的要因による痛み。原因不明の痛み。等 A 以外の痛み。

B
を選んだ場合

Aを選んだ場合

健康保険の対象外です。(全額自己負担)

- 日常生活や加齢による単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良等
- スポーツ等による筋肉痛、筋肉疲労
- スポーツ等を繰り返し行い、症状を悪化させたとき
- 症状の改善が見られない長期の施術(漫然とした施術)
- 原因不明の違和感や痛み。
以前に負傷し治った箇所が自然と痛み出したもの。
交通事故の後遺症
- 病気及び内科的要因(関節炎・五十肩・ヘルニアからくる痛みやコリ)
- 脳疾患後遺症、神経痛、リュウマチ等の慢性病からくる痛みやしびれ
- 慰安目的のあんまや指圧及びマッサージ
- 医師の診察と柔整師の施術を同じ病名で同時に掛かった場合
- 健康保険扱いの鍼灸の施術と併給して受ける同一部位の施術
- 家族の付き添いで「ついで」に。
怪我以外の他の部位も「ついで」に等のついで施術

Q2. 負傷した状況はどちらですか

C

通勤途中、業務中、または出張中等に怪我したものです。

D

第三者から受けた負傷によるものです。(暴力・交通事故等)

E

C.D 以外の外傷による急性の痛みによるもの。

Eを選んだ場合

健康保険の対象外です。
労災保険の適用です。
事業主の人事担当者に相談下さい。

健康保険の対象外です。
詳しくは健保に相談下さい。

Q3. 次のうち、どの疾患ですか。

骨折

脱臼

打撲

捻挫

挫傷
(肉離れ)

Q4. 柔道整復師の施術を受けることについて、医師の同意は得ていますか？

YES

NO

健康保険の対象です。
保険証をご使用下さい。

健康保険の対象外です。
施術費用は全額自己負担下さい。※応急処置は除く。

健康保険の対象です。保険証をご使用下さい。
(注意)但し、直接負傷した部位のみが保険対象です。
直接負傷した部位の周辺部位が痛かった場合に、周囲部位の施術を受けた費用は健康保険の対象外となります。

《注意事項》

健康保険の対象でも、施術が長期にわたるとき、医療機関に受診し、専門医師の診察や検査を受けましょう。慢性となった痛みについては、健康保険の対象外となります。捻挫などは3ヶ月を目処に治癒したか、どうか、医師に確認してもよいでしょう。